

国民年金保険料を納めることが難しいときは…

「免除」や「納付猶予」が申請できます

★市民課国民年金係 ☎ 25・1114
支所市民福祉課 ☎ 72・1333
熊谷年金事務所 ☎ 048・522・5012

所得が少ないときや失業等で国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や、猶予となる「納付猶予制度」が利用できます。また、失業等を理由とした保険料の免除申請や新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の保険料免除の臨時特例申請といった制度もあります。

◆利用の際は申請を

7月から令和3年度分（令和3年7月～令和4年6月）の保険料に関する免除や納付猶予の申請を受け付けています。希望する方は申請してください。原則、申請は毎年度必要です。

※なお、昨年度に全額免除または納付猶予の承認（特例申請による承認を除く）を受けた方で、あらかじめ翌年度以降の継続申請を希望している場合は、今年度の申請は不要です。郵送される審査結果を確認してください。

保険料免除制度

要件 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合
※免除される額は、左頁表1のとおりです。

納付猶予制度

要件 20歳から50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合
※保険料免除制度、納付猶予制度とも申請時から2年1か月前まで遡って申請できます。申請が遅れて保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくな

る場合があります。詳しくは、左頁表2をご覧ください。

失業等による特例申請

失業等を理由とした保険料の免除申請（Ⅱ特例申請）です。
失業した方の所得については、申請にあたって所得額の審査対象から除かれます。
※申請が可能な期間は、失業日（Ⅱ退職日の翌日）を起算日として、その前月から翌々年の6月までです。

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例申請

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、前年所得ではなく当年中の所得見込額を用いて保険料免除等の臨時特例申請ができます。

◆申請のし方

申請方法 申請書（日本年金機構）または申請窓口で配付）に必要事項を記入し、次の必要書類を添付のうえ郵送または直接申請窓口へ

必要書類

・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
・年金手帳
※郵送の場合、写しを送付してください。

産前産後期間の免除制度

産前産後の一定期間について、届出をすることで保険料の免除が受けられます。

免除となる期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間
なお、出産日が平成31年2月1日以降で、すでに保険料を納付している場合、保険料の還付が受けられます。

詳しくは、市及び日本年金機構をご覧ください。
▲日本年金機構



表1 免除等の所得基準額（所得審査対象者全員の前年所得が下記の計算式で計算した金額以下であること）

	所得基準額
全額免除・納付猶予	(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 32万円
4分の3免除	88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

※「扶養親族等控除額」「社会保険料控除額等」は、年末調整・確定申告で申告された金額です。源泉徴収票・確定申告書控等でご確認ください。地方税法に定める障害者・寡婦・ひとり親の場合は、基準額が変わります。

表2 免除等と将来の年金受給との関係

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格期間	年金額	保険料納付要件
全額免除	算入される	8分の4が反映	算入される
4分の3免除		8分の5が反映	
半額免除		8分の6が反映	
4分の1免除		8分の7が反映	
納付猶予		反映されない	
産前産後免除		免除期間は保険料を納めた期間とみなす	
未納	算入されない	反映されない	算入されない

※一部免除の場合、納付すべき保険料を納めないと、未納と同じ扱いになります。また、免除等を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること（＝追納）ができ、追納すると将来受け取る年金額は減少しません。

本庄市成年後見サポートセンター を開設しました

認知症や知的及び精神障害などで判断能力が不十分な方が、成年後見制度を適切に利用できるよう、7月から、本庄市成年後見サポートセンターを開設しました。

●場所

本庄市社会福祉協議会内（はにぼんプラザ2階）
※本庄市が運営を委託しています。

●業務

成年後見サポートセンターでは、成年後見制度への皆さんの理解を深め、支援を必要とする方に利用していただくため、次の業務を行っています。

▶成年後見制度に関する相談・支援

認知症や知的及び精神障害などで判断能力が不十分な方の生活や財産管理に関すること、成年後見制度を利用したいが、どうすればいいかわからない場合など、

お気軽にご相談ください。

▶成年後見制度に関する広報・啓発活動

成年後見制度について理解を深めるための講演会等の開催、リーフレットやホームページ等により、成年後見制度に関する情報を発信します。

▶市民後見人等の養成

親族や専門職以外の方が身近な立場で支援を行う「市民後見人」を養成するための講座等を開催します。

▶成年後見制度の情報提供等

制度を利用するための手続きや提出書類の作成方法等についてご案内します。

※詳しくは、地域福祉課（市役所1階）または本庄市社会福祉協議会までお問い合わせください。

★地域福祉課 ☎ 25-1142、(福)本庄市社会福祉協議会 ☎ 24-2755